

「事業復活支援金」の申請はお済みですか？

市では「事業復活支援金」の相談や申請手続きなどについて、事業者の方をサポートしています。

5月は下記の日程で「出張相談窓口」を開設しサポートしますので、お気軽にお住まいの地域センター出張相談窓口にお越しください。

日時	場所
5月10日(火) 9:00～12:00/13:00～16:00	山方地域センター／美和地域センター
5月11日(水) 9:00～12:00/13:00～16:00	緒川地域センター／御前山地域センター

【事業復活支援金の給付対象者】

次の1と2の要件をいずれも満たす事業者の方が給付対象となります。

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
- 2 令和3年11月から令和4年3月のいずれかの月の売上高が、平成30年11月から令和3年3月までの間の同じ月の売上高と比較して30%以上減少した事業者

【持参してもらう書類等】

- ・令和3年11月から令和4年3月までの売上帳簿(事業収入がわかるもの)
- ・確定申告書(平成30年分、令和1年分、令和2年分、令和3年分の4年間分)収支内訳書、決算書等
- ・運転免許証などの本人確認書など

※市役所申請サポート窓口(商工観光課)でも受付相談を5月31日まで行っていますので、お気軽にお問い合わせください(完全予約制)。

問 新型コロナウイルス相談窓口 (本庁2階多目的室) ☎55-8063

子育て短期支援事業(ショートステイ)について

子育て短期支援事業は、保護者の疾病その他の理由により家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童を、市と契約した児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

○利用対象者

満18歳未満の児童の保護者(児童を現に監護する方)で、次のいずれにも該当する方

- (1)市内に住所を有する方
- (2)次の理由により、家庭で対象児童を養育することが一時的に困難であると市長が認めた方
 - ア 疾病、育児疲れ、育児不安その他の身体上または精神上の理由
 - イ 出産、看護、事故、災害、失踪その他の家庭養育上の理由
 - ウ 冠婚葬祭、転勤、出張、学校等の公的行事への参加その他の社会的な理由
 - エ その他の理由

【注意】下記の(1)～(4)に該当する児童の場合は利用が出来ません。

- (1)感染症その他の感染性疾患を有し、他の児童等に伝染するおそれがある場合
- (2)疾病等により、医療機関で治療を受ける必要があると認められる場合
- (3)専門的な看護等を必要とし、集団での生活が困難であると認められる場合
- (4)委託した施設において養育することが困難であると認められる場合

○利用期間

1回当たり7日間以内。原則として利用者が児童養護施設等へ送迎を行います。

○利用の登録

事業の利用を希望する方は、利用登録申請書をこどもセンターに提出し、事前に利用登録をしてください。

○利用の申請

登録後、施設の利用を希望する方は、利用申請書をこどもセンターに提出してください。

※利用希望日時に施設に空きがない場合など、利用できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

※入所施設等、詳しくは下記までお問い合わせください。

問 こどもセンター (かがやき2階) ☎55-8873